

(案2)

物 品 売 買 契 約 書

買受人 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と売渡人 ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により 令和7年度第2回物品一括調達 物件番号○号 ○○○○○ の売買契約を締結したのでその証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(主要事項)

第1条 この契約の主要事項は、次のとおりとする。

(1) 乙の仕事内容

乙は、売買契約（以下、「物件」という。）を甲又は甲の命じた職員の指示により納入期限内に、これを納入場所に納入するものとする。

(2) 契約金額

金○○,○○○,○○○円也

(うち、消費税及び地方消費税額 ○○○,○○○円)

(3) 物品名、品質、規格、数量

別紙2「仕様書」のとおり

(4) 納入場所

別紙○「○○○○○」のとおり

(5) 納入期限 令和8年3月23日

(6) 売買契約代金の支払場所 四国森林管理局

(7) 契約保証金 免除する。

(8) 特約条項 別紙1「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

(権利譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令(昭和22年政令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(甲の指示)

第3条 乙は、この契約の履行について、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(物件の納入検査)

第4条 乙は、物件を納入場所に納入するときは、必ず納品書その他の給付の内容及び数量を表示した書面を添えることとする。

2 乙は、甲が指定する納入場所の局所に納入したときは、甲の指示するところにより、納入したことを甲に遅延なく通知するものとする。

3 甲は、物件の納入があった日から起算して10日以内に乙の立合いを求めて検査を行うものとする。この場合において、乙が検査に立ち会わないときは、乙は、甲の検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4 検査に合格した時をもって、乙から甲に物件の引渡しが完了し所有権が移転したものとする。

- 5 乙は、第3項の検査の結果不合格のものがあつたときは、甲の指示により代品と引替え、又は補修の上、納入しなければならない。この場合の検査等の取扱いは、前4項の規定を準用する。
- 6 前項の場合において、納入期限を経過して納入したときは、経過した日数は履行遅滞日数として取扱うものとする。

(検査の遅延)

第5条 甲がその責に帰する理由により前条第3項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から検査を行った日までの日数は、第10条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期限の日数を越えるときは、支払期間は、当該遅延日数が支払期限を越えた日に満了したものとみなす。

(天災その他不可抗力による納入期限の延長)

第6条 乙は、天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないと認めるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による納入期限延長の請求を受けた場合において、その理由を正当と認めたときは、その期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(乙の履行遅滞による違約金)

第7条 乙は、その責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して甲が納入の通知を受けた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の売買契約金に対して、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引渡しを完了した物件の種類、品質または数量が本契約に適合していない場合には、乙に対して当該本件商品の修補もしくは代替物の引渡しを求め、または本契約のうち、当該物件に係る部分を解除することができる。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から1年とする。

- 2 前項の不適合が重大である場合、乙は本契約の全部を解除することができる。

- 3 前二項に定める不適合につき、甲は乙に対し、前二項に定める請求および契約の解除に加えて、損害賠償を請求することができる。

(売買代金の支払)

第10条 乙は、第4条第3項に規定する検査に全部の物件が合格したときは、適法な請求書により代金の支払を請求することができる。

ただし、全物件の引渡し完了前であつて、引渡しを完了した一部の物件について甲が適当と認めたときは、乙は、当該引渡し完了部分に相当する代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

- 3 甲の責に帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないとき(天災その他不可抗力による場合を除く。)は、甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合乙は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(債権債務の相殺)

第12条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（環境負荷低減への取組）

第15条 売渡人は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

（契約外事項）

第16条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第17条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

乙 ○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。